

令和6年度精度管理実施計画に基づく精度管理成績証書

令和7年1月28日

検査機関名：越谷・松伏水道企業団
機関番号：14

埼玉県水道水質管理計画連絡調整委員長



貴機関が「令和6年度精度管理実施計画」に基づき参加した精度管理の結果は、下記のとおりであったことを証明します。

記

項目	報告値 [①度、②mg/L]						変動係数 %	中央値 ①度 ②mg/L	誤差 ①度 ②mg/L	誤差率 %	評価
	1	2	3	4	5	機関内 平均値					
①濁度	0.822	0.852	0.854	0.883	0.845	0.9	2.6	0.9	0.0	—	良好
②ベンゼン	0.00463	0.00410	0.00436	0.00430	0.00415	0.00431	4.9	0.00385	0.00046	12.0	良好

- 調査に参加していない項目又は評価の対象ではない項目については“—”としています。
- ①の機関内平均値について、各機関より報告された5個の測定値の報告値の平均値をJIS Z8401 規則Aにより丸め、小数点以下第1位まで表示したものです。
- ②の機関内平均値について、各機関より報告された5個の測定値の報告値の平均値をJIS Z8401 規則Aにより丸め、小数点以下第5位まで表示したものです。
- 変動係数について、各機関より報告された5個の報告値より求めています。
- 中央値及び誤差率について、変動係数の評価により「良好でない」と判定された機関を除いて算出しています。
- 誤差＝機関内平均値－中央値、誤差率＝誤差÷中央値×100
(端数処理の関係で、本通知上の機関内平均値及び中央値を用いた計算結果と異なる場合があります。)
- 評価について
 - 濁度は、変動係数が10%を超えた機関及び誤差が±0.1度の範囲外の機関を「良好でない」としています。
 - ベンゼンは、変動係数が20%を超えた機関及び誤差率が±20%の範囲外の機関を「良好でない」としています。
 - 各項目について、「良好でない」と判定されなかった機関を「良好」としています。

※濁度の評価方法について

精度管理試料の濁度を低く設定したため、精度管理計画「10 分析結果の評価について」に基づき、2) 及び7) アのとおり濁度の表示桁及び評価方法を一部変更しました。